

区域の指定と指定に伴う制約

Q25

要措置区域等から土壌を搬出する際に必要となることは何ですか？

要措置区域及び形質変更時要届出区域からの土壌の搬出には、以下に示す事前の届出及び運搬基準の遵守等が必要となります。なお、認定調査(Q26参照)によって25種の特定有害物質について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していることが認められた土壌については法の規制の対象として取り扱われないことから、事前の届出等についても適用されません。

①事前の届出

要措置区域等から汚染土壌を搬出する際には、着手する14日前までに都道府県知事へ届け出ることとされています。このとき注意しなければならないのは、要措置区域等を含む敷地からの搬出ではなく、あくまでも要措置区域等として指定されている土地の範囲から搬出することに対して届出が必要になるということです。なお、詳細調査や対策に先立つテーブルテスト等の試験研究のために搬出する場合については事前の届出は不要とされていますが、その他の行為については届出が必要となる土量の足り規定は設けられていません。

②運搬基準の遵守

要措置区域等から搬出される汚染土壌は、運搬基準を遵守して運搬・保管されなければなりません。汚染土壌の運搬・保管については都道府県知事の許可は不要です。運搬基準に遵守しない場合の改善命令は運搬を行った者に対して発せられますが、依頼する際に汚染土壌の運搬・保管に必要な専門能力を有することを確認することが望まれます。

③搬出した土壌の処分先

要措置区域等から搬出される汚染土壌は、都道府県知事の許可を受けた汚染土壌処理業者に処理を委託しなければなりません。ここでいう汚染土壌の処理は浄化や埋立等の最終処理に加え、異物除去や含水率調整等の中間処理も含まれます。よって、廃棄物が混入する汚染土壌については最終処分に先立って廃棄物と土壌を分別することから、汚染土壌処理業に加えて廃棄物処理法の許可を得ている中間処理施設に処理を委託する必要があるものと考えます。なお、2011(平成23)年の施行規則の改正で土壌汚染状況調査の結果ではなく、実際の土壌の汚染状態に応じて施設を選定することができるようになりました。

④管理票(マニフェスト)の交付・保管等

要措置区域等から汚染土壌を搬出する者は、汚染土壌の運搬や処理を他者に委託する場合には管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。土壌汚染対策法における管理票の仕組みは廃棄物処理法におけるものと類似しており、運搬・処理終了後に運搬事業者及び汚染土壌処理業者から写しの送付を受けることになっています。回付された管理票については5年間の保存義務があります。また、何らかの理由によって一定の期間内に写しが送付されてこない場合については委託した汚染土壌の運搬や処理の状況を確認し、その結果を都道府県知事へ届け出ることとされています。